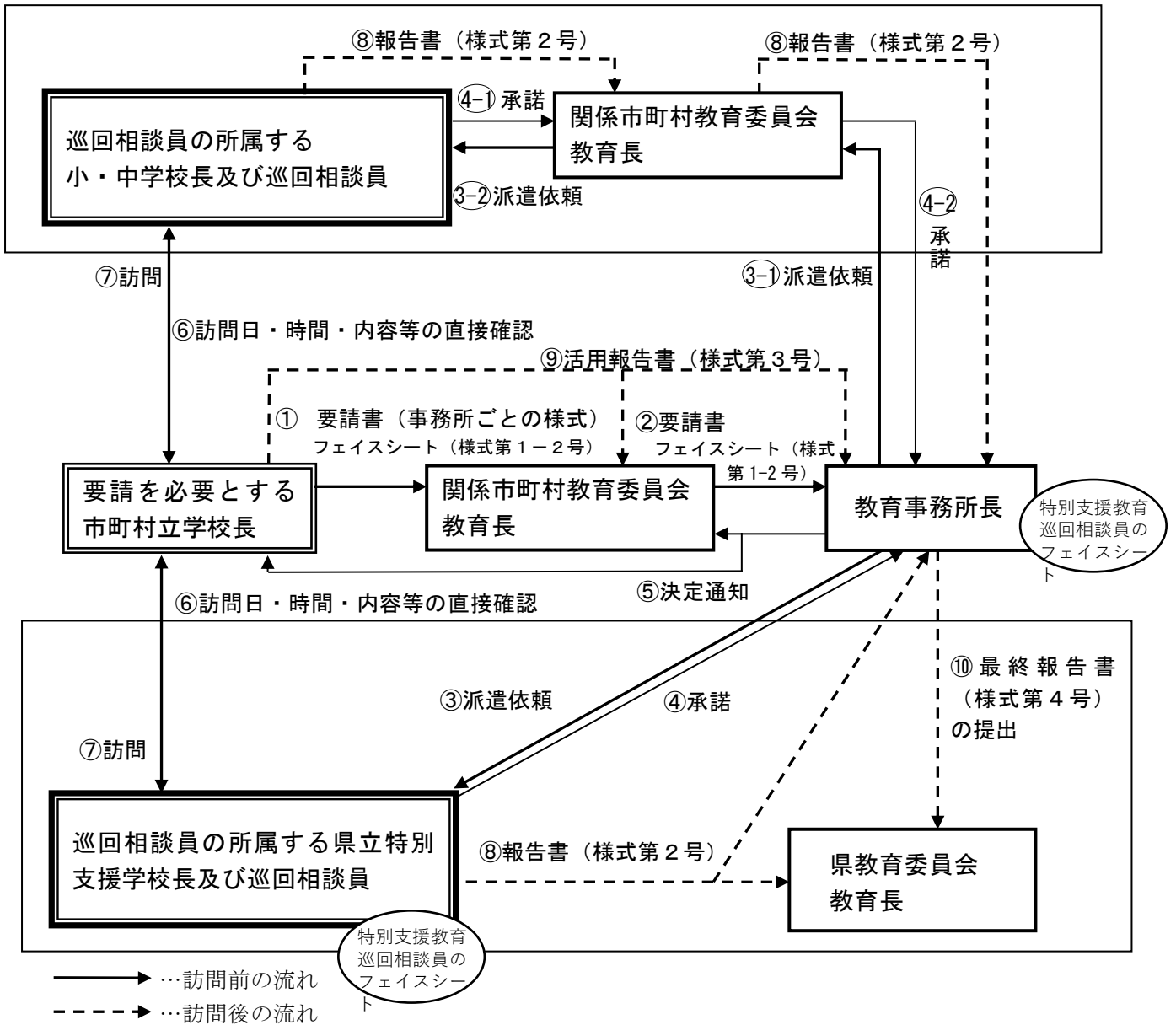


特別支援教育巡回相談員の要請の手続

＜市町村立学校からの要請＞



[手続]

- ① 要請を必要とする市町村立学校長は、関係市町村教育委員会教育長に要請書（事務所ごとの様式）及びフェイスシート（様式第1-2号）を提出する。
- ② 要請を受けた関係市町村教育委員会教育長は、所管の教育事務所長へフェイスシートと要請書を提出する。
- ③ 所管の教育事務所長は、要請内容に基づき、あらかじめ提出を求めている特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）の対応フェイスシートと照合し、派遣依頼を行う。
- ④ 関係市町村教育委員会教育長を経て巡回相談員の所属する小・中学校及び義務教育学校（以下

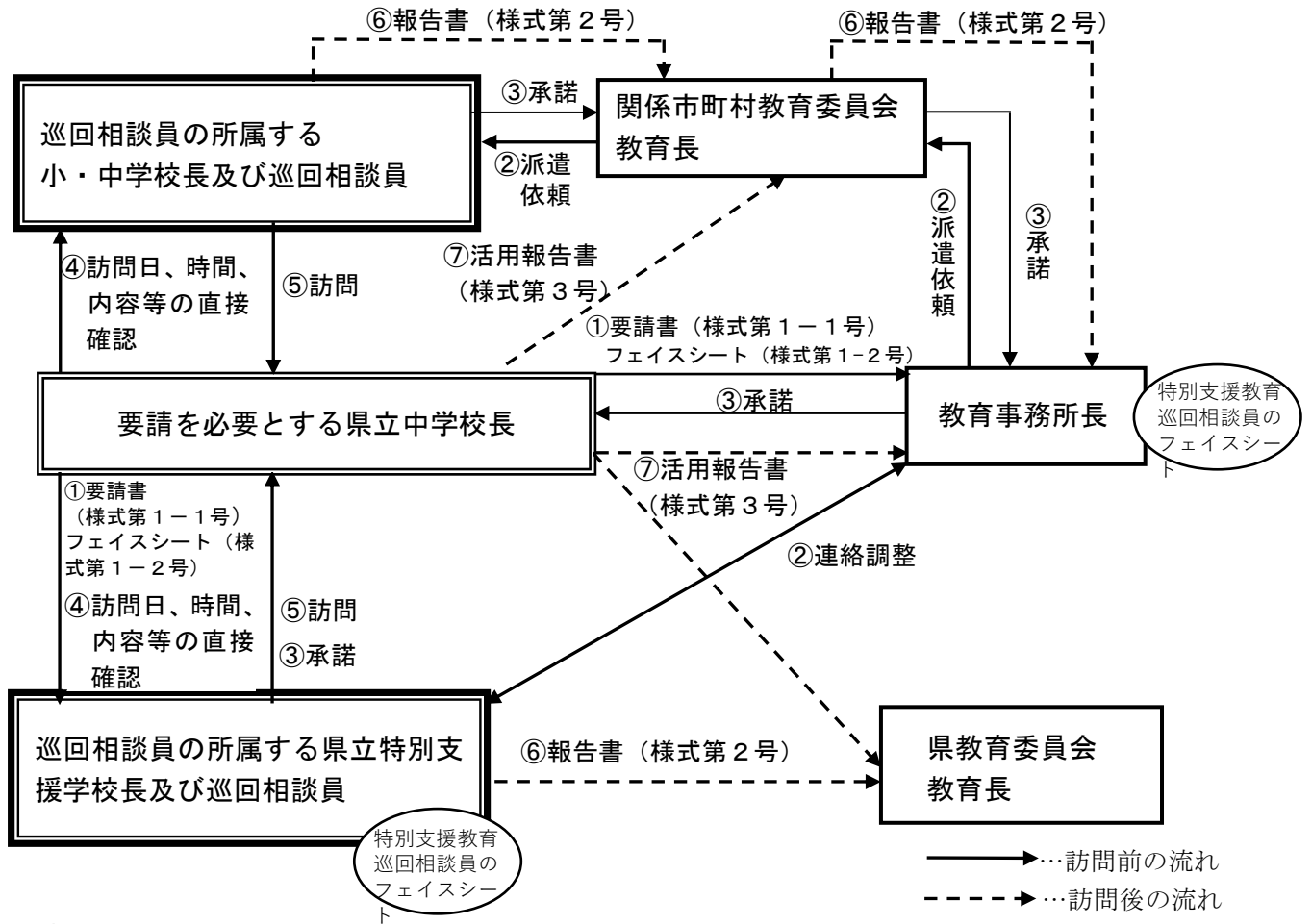
「小・中学校」)の校長又は県立特別支援学校長は、自校の巡回相談員の派遣依頼について承諾を行う。

- ⑤所管の教育事務所長は、関係市町村教育委員会教育長及び要請を必要とする市町村立学校長へ巡回相談員の派遣決定の通知を行う。
- ⑥要請を必要とする市町村立学校長は、巡回相談員の所属する学校長及び巡回相談員と訪問日・時間・内容等について、電話等により直接確認をする。
- ⑦巡回相談員は、要請を必要とする市町村立学校を訪問し、助言又は援助を行う。また、訪問を行った際には、訪問した市町村立学校長に、助言等の内容を口頭で伝える。
- ⑧巡回相談員の所属する小・中学校長は、訪問の概要を関係市町村教育委員会教育長に報告(様式第2号)する。巡回相談員の所属する特別支援学校長は県教育長に報告(様式第2号)するとともに、所管する教育事務所長にも報告(様式第2号)する。
- ⑨巡回相談員の訪問を受けた市町村立学校長は、関係市町村教育委員会教育長及び所管する教育事務所長に活用状況について報告(様式第3号)する。
- ⑩教育事務所は、年度内の巡回相談員の訪問の概要を特別支援教育巡回相談員訪問に係る最終報告書(様式第4号)の提出により県教育長に報告する。

【留意点】

- ・教育事務所は、要請書を提出した市町村教育委員会に対し、巡回相談員から提出された報告書を活用するなどして、助言等の内容を伝えるように配慮する。

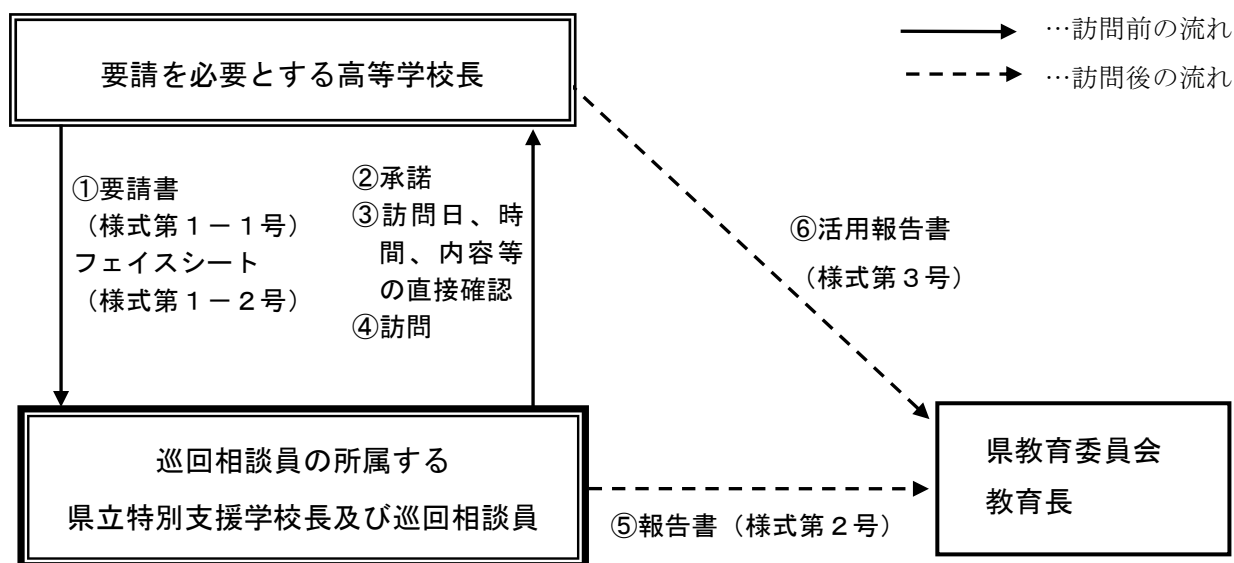
＜県立中学校からの要請＞



[手続]

- ① 要請を必要とする学校長は、派遣を希望する県立特別支援学校長に要請書（様式第1-1号）及びフェイスシート（様式第1-2号）を提出する。
- ② 依頼内容によっては、特別支援学校長は教育事務所長と連絡・調整をし、必要に応じて教育事務所長は、関係市町村教育委員会教育長を経て、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）の所属する小・中学校長へ派遣依頼を行う（要請を必要とする学校長は、教育事務所長に要請書（様式第1-1号）及びフェイスシート（様式第1-2号）を提出する。
- ③ 依頼のあった学校長は、自校の巡回相談員の派遣依頼について承諾を行う。
- ④ 要請を必要とする学校長は、巡回相談員の所属する学校長及び巡回相談員と訪問日・時間・内容等について、電話等により直接確認をする。
- ⑤ 巡回相談員は、県立中学校を訪問し、助言又は援助を行う。また、訪問を行った際には、訪問した学校長に、助言等の内容を口頭で伝える。
- ⑥ 巡回相談員の所属する学校長は、訪問の概要を県教育長に報告（様式第2号）する。
- ⑦ 特別支援学校の巡回相談員の訪問を受けた学校長は、県教育長に活用状況について報告（様式第3号）する。小・中学校の巡回相談員の訪問を受けた場合は、関係市町村教育委員会教育長及び所管する教育事務所長に活用状況について報告（様式第3号）する。

<高等学校からの要請>

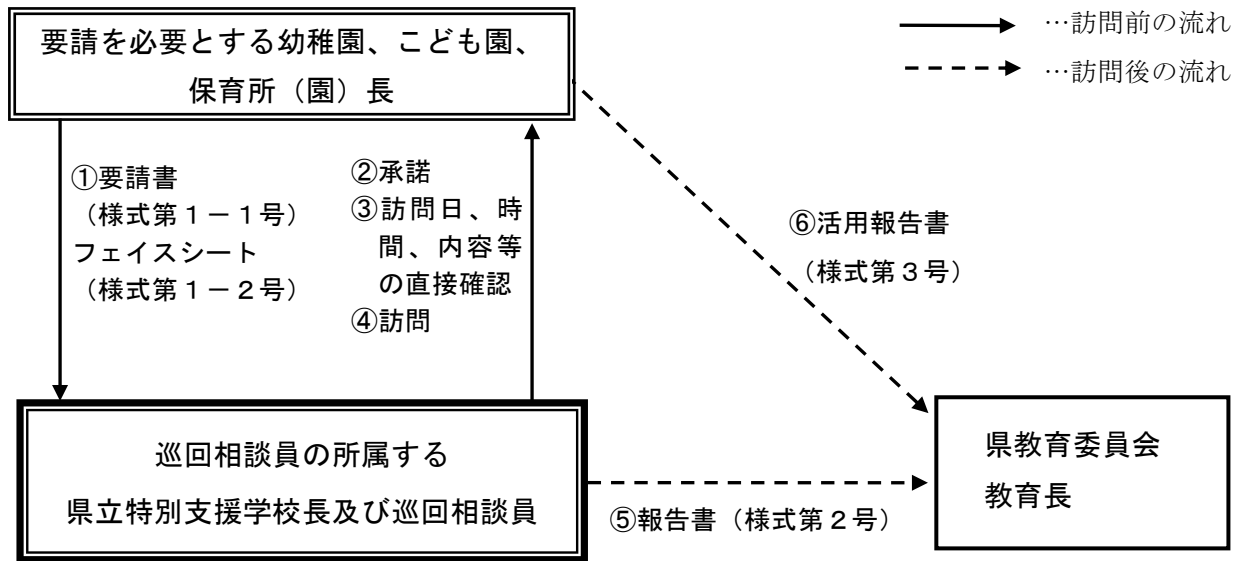


※市町村立学校に所属する巡回相談員を要請する場合（特別支援教育巡回相談員設置要綱 5（2）ウ）は、別途手続が必要となります。

[手続]

- ①要請を必要とする高等学校長は、派遣を希望する県立特別支援学校長に要請書（様式第1-1号）及びフェイスシート（様式1-2号）を提出する。
- ②依頼のあった学校長は、自校の巡回相談員の派遣依頼について承諾を行う。
- ③要請を必要とする高等学校長は、巡回相談員の所属する学校長及び巡回相談員と訪問日・時間・内容等について、電話等により直接確認をする。
- ④巡回相談員は、高等学校等を訪問し、助言又は援助を行う。また、訪問を行った際に、訪問した高等学校長に、助言等の内容を口頭で伝える。
- ⑤巡回相談員の所属する学校長は、訪問の概要を県教育長に報告（様式第2号）する。
- ⑥特別支援学校の巡回相談員の訪問を受けた高等学校長は、県教育長に活用状況について報告（様式第3号）する。

＜幼稚園、こども園、保育所（園）からの要請＞



※市町村立学校に所属する巡回相談員を要請する場合（特別支援教育巡回相談員設置要綱 5（2）ウ）は、別途手続が必要となります。

[手続]

- ①要請を必要とする幼稚園、こども園、保育所（園）（以下「幼稚園等」という。）の長は、派遣を希望する県立特別支援学校長に要請書（様式第1-1号）及びフェイスシート（様式第1-2号）を提出する。
- ②依頼のあった学校長は、自校の巡回相談員の派遣依頼について承諾を行う。
- ③要請を必要とする幼稚園等の長は、巡回相談員の所属する学校長及び巡回相談員と訪問日・時間・内容等について、電話等により直接確認をする。
- ④巡回相談員は、幼稚園等を訪問し、助言又は援助を行う。また、訪問を行った際に、訪問した幼稚園等の長に、助言等の内容を口頭で伝える。
- ⑤巡回相談員の所属する学校長は、訪問の概要を県教育長に報告（様式第2号）する。
- ⑥特別支援学校の巡回相談員の訪問を受けた幼稚園等の長は、県教育長に活用状況について報告（様式第3号）する。